年　月　日

飼料の製造・輸入・販売業者のみなさまへ

牛のゲップ中メタンの削減効果が期待されるといわれている資材について、飼料として製造・輸入・販売することを考えている事業者におかれては、以下の項目を御確認いただいた上で、飼料製造・輸入・販売業者届に添付いただきますよう、御協力をお願いいたします。

↓自社で確認した上で、該当する場合にチェック

* ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（飼料の種類）は、牛のゲップ中メタンの削減効果を目的として、販売するものではありません。
* ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（飼料の種類）は、温室効果ガス（GHG）削減剤として指定された飼料添加物を含んでいないことから、販売に当たり、GHG削減効果を表示しません。

【注意】

「GHG 削減効果があるとされる資材の飼料安全法における取扱いについて」（令和５年12月26日付け５消安第5441号、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）において、以下のとおり規定されています。

**●GHG削減効果があるとされる資材の販売**

GHG削減を目的として販売する資材については、飼料安全法に基づく飼料添加物としての指定を受けなければならない。

**●GHG削減効果があるとされる資材の表示**

GHG削減効果があるとして、飼料添加物として指定を受けたものでなければ、GHG削減効果を表示してはならない。

詳細は、農林水産省のホームページも御確認ください。

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/r5_5441.html>

御社名：

御担当者名：

電話番号：

メールアドレス：